

## 二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助することに関し、二宮町補助金等の交付に関する規則（昭和36年二宮町規則第1号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修工事 二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱（以下「耐震診断要綱」という。）に規定する耐震診断の結果、上部構造の総合評点が1.0未満の木造住宅（以下「要改修住宅」という。）について、当該評点を1.0以上とするための改修工事をいう。
- (2) 耐震診断技術者 二宮町居住用木造建築物耐震診断技術者登録要領に基づく耐震診断技術者をいう。
- (3) 耐震改修計画書 要改修住宅について、耐震改修工事の実施により、上部構造の総合評点が1.0以上になることを表す書面（耐震改修工事図面及び耐震改修工事費見積書を含む。）で、耐震診断要綱に基づいた耐震診断技術者が作成するものをいう。
- (4) 耐震改修工事図面 耐震改修計画書に基づき、耐震診断技術者が作成する耐震改修工事を実施するために必要な図面をいう。
- (5) 町内登録事業者 別に定める所定の手続きを行った事業者をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象は、要改修住宅であって、交付申請年度の2月末日（当該日が休日に当たるときは、当該休日の直前の平日）までに完了する耐震改修工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 申請者が町税を滞納している場合
- (2) この要綱により既に補助金の交付を受けている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助の対象とすることを特に不適当と認めた場合

### (補助金の交付額等)

第4条 耐震改修工事に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 耐震改修工事、耐震改修計画書作成及び現場立会いに要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。  
ただし、町内登録事業者による耐震改修工事を行った場合は70万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事を行う前に、二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 建築確認通知書の写し又は照合済書

(3) 建物の登記事項証明書又は固定資産税家屋評価証明書

(4) 耐震診断の結果報告書の写し

(5) 町税納付状況調査同意書（第2号様式）

(6) その他町長が必要とする書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定及び条件等を二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（耐震改修計画報告書の提出）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の通知を受けた日から60日以内に二宮町居住用木造建築物耐震改修計画報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修計画書（第5号様式）

(2) 耐震改修工事図面

(3) 耐震改修工事費見積書の写し

(4) 改修計画に基づく改修後を想定した耐震診断の結果報告書

(5) 現況の写真

(6) その他町長が必要と認める書類

（申請の変更又は取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、耐震改修工

事費が確定し補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取り下げする場合には、二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付（変更・取下げ）申請書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定変更通知等）

第9条 町長は、前条の申請により交付決定の変更又は取り消しを行った場合には、二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付決定（変更・取消し）通知書（第7号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（報告及び指示）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る工事が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに町長に報告し、町長の指示を受けなければならない。

（実績報告及び交付請求）

第11条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、耐震改修計画書に基づき、速やかに耐震診断技術者による現場立ち合いのもとに耐震改修工事を完了したときは、次に掲げる書類を添付し、交付申請年度の2月末日（当該日が休日に当たるときは、当該休日の直前の平日）までに町長に提出しなければならない。

- (1) 二宮町居住用木造建築物耐震改修工事完了実績報告書（第8号様式）
- (2) 耐震改修工事精算書（第9号様式）
- (3) 耐震改修工事内訳書
- (4) 耐震改修工事の領収書の写し
- (5) 耐震改修工事の各工程の写真
- (6) 現場立会い報告書（第10号様式）
- (7) 二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付請求書（第11号様式）
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による交付請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めた場合は補助金を交付するものとする。

（証明書の発行）

第13条 町長は、この要綱に基づき町の補助金を受けて耐震改修工事を行った者に対して、当該工事内容を審査した上で、次に掲げる証明書を発行するものとする。

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第2項の規定に基づく住宅耐震改修証明書
- (2) 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項の規定に基づく証明書

（手数料の免除）

第14条 前条の証明に係る手数料は、二宮町手数料条例（平成12年二宮町条例第3号）第5条第7号の規定を適用するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。